

重 要 性 分 類 Ⅲ
事 務 連 絡
令 和 2 年 7 月 9 日

福岡県薬剤師会 御中

社会保険診療報酬支払基金福岡支部

令和2年7月請求分（6月調剤分）に係る調剤報酬の請求の
取扱いについて

平素は、支払基金の事業運営につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げますとともに、令和2年7月豪雨により被災された皆様、その関係の皆様にご心よりお見舞い申し上げます。

さて、令和2年7月豪雨に関する診療報酬等の請求の取扱いにつきましては、令和2年7月6日付け厚生労働省保険局医療課の事務連絡により、「概算請求を行う場合の取扱い」及び「通常の方法による請求を行う場合の取扱い」について示されたところです。

つきましては、令和2年7月請求分（6月調剤分）に係る調剤報酬の請求の取扱いについて、別添のとおり対応することとしますのでお知らせいたします。

被災された皆様のご一日も早い復旧を心からお祈り申し上げますとともに、本年7月請求分（6月調剤分）に係る調剤報酬の請求の取扱いについて、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※ お問い合わせ先
社会保険診療報酬支払基金福岡支部
事業管理課 杉本・湯川
TEL 092-473-6616（ダイヤルイン）
（内線 301・302）

令和2年7月請求分（6月調剤分）に係る
調剤報酬の請求の取扱いについて

1 保険薬局が概算請求を行う場合の取扱い

- (1) 令和2年7月豪雨により調剤録及びレセプトコンピュータ等を滅失、汚損又は棄損した保険薬局は、令和2年6月調剤分について概算請求を行うことができます。
- (2) 前(1)の概算請求については、別紙「概算請求届出書」を基金支部に提出していただく必要があります。
- (3) 概算請求を行う場合は、7月14日（火）が提出期限となりますが、7月14日までに調剤報酬請求書又は概算請求届出書の提出がない場合、基金支部から当該保険薬局に電話で連絡を取り、対応することといたします。

2 レセプトによる請求の取扱い

- (1) オンライン請求による場合
 - ア 提出期限は、7月14日（火）21時となります。
 - イ レセプトデータの送信（受付・事務点検ASPでエラーとなったレセプトデータの再送信を含む。）及び送信したレセプトデータの請求確定については、7月14日（火）21時まで行うことができます。
- (2) 光ディスク等又は書面による場合
光ディスク等又は書面による請求の提出期限については、柔軟に対応することとします。

(別紙)

令和2年7月豪雨による被災に関する
概算による診療報酬請求に関する届出書
(令和2年6月診療分)

保険医療機関コード・薬局コード・ステーションコード

令和2年7月豪雨による被災に関する概算による診療報酬の請求を行いたいので、
次のように届け出ます。

令和 年 月 日

保険医療機関等の
所在地 及び 名称 :

開設者名・事業者氏名 : 印

審査支払機関 殿

令和2年6月の診療実日数を記入すること。

[入院・外来別診療実日数]

(外来診療実日数)

6月分 ____ 日間

(入院診療実日数)

6月分 ____ 日間